

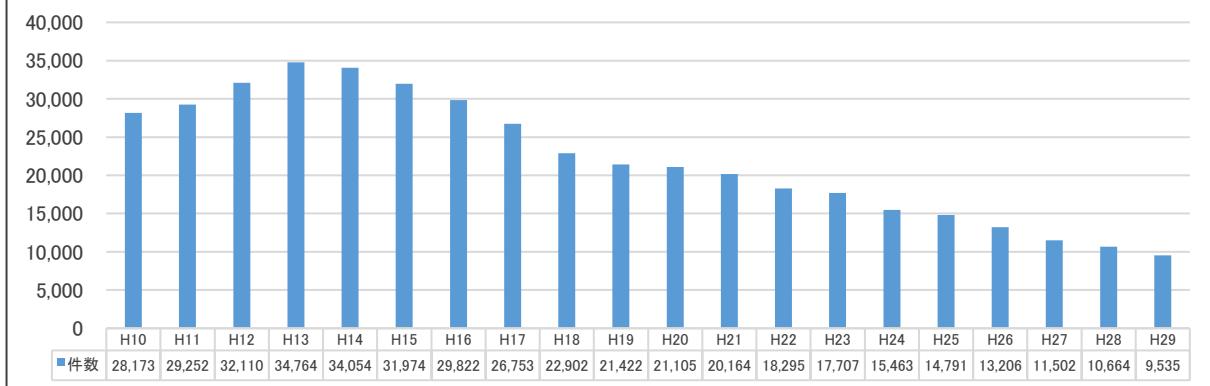
第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

法務省が作成する犯罪白書によると、全国の刑法犯の認知件数は平成14年にピークを迎えたが、平成15年に犯罪対策閣僚会議が設置されて以降減少し、平成28、29年は戦後最小を更新しています。

本県においても、認知件数は平成13年に34,764件とピークを迎ましたが、長野県警察本部において「総合的犯罪抑止対策」等の諸対策を推進した結果、以降は減少傾向にあり、平成29年は9,535件と戦後初めて1万件を下回っています。

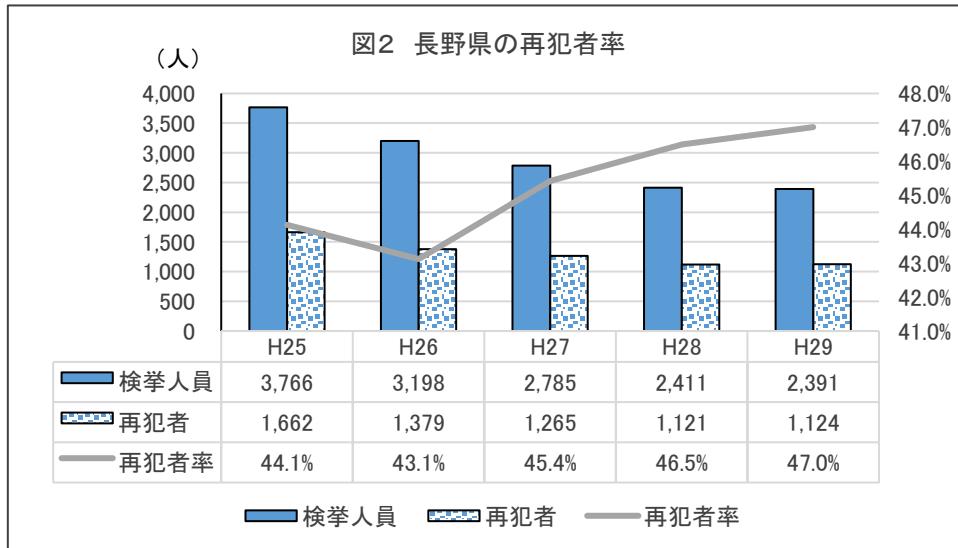
図1 長野県における刑法犯認知件数の年別推移(平成20年～平成29年)



(出典：「平成29年長野県犯罪の特徴的傾向」及び「犯罪統計書 長野県の犯罪」平成28年（長野県警察本部）)

一方、全国の刑法犯により検挙された再犯者については、平成18年をピークにその後は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少しているため、検挙人員に占める人員の比率（以下「再犯者率」という。）は一貫して上昇し続けており、平成29年は48.7%となっています。本県においても上昇傾向にあり、平成29年の再犯者率は47.0%となっています。

図2 長野県の再犯者率



(出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」（法務省）)

第1章 計画の基本的な考え方

さらに、平成30年版犯罪白書によると、昭和23年から平成18年までの間に刑が確定した者のうち、100万人を無作為に抽出し分析したところ、初犯者が71.7%であるのに対し、再犯者は28.9%となっています。また、それぞれが起こした事件は、初犯者の起こした事件が42.3%であるのに対し、再犯者は57.5%を占めています。つまり、約3割の再犯者により、約6割の犯罪が発生しており、再犯防止が重要な課題となっています。

国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）（以下「国の計画」という。）では、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」という。）が、貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱えていることを指摘しています。

これまでの国の刑事司法関係機関による取組のみならず、国・地方公共団体・民間団体等が一丸となり、切れ目なく、息の長い支援を実施することが必要です。

長野県再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（以下「推進法」という。）及び国の計画に基づく県の役割を踏まえて、犯罪をした者等が、地域社会の中で孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰できる、「誰にでも居場所と出番のある長野県」を目指すとともに、県民が犯罪による被害にあうことも再び犯罪をすることもなく、安全で安心して暮らせる社会の実現のため、策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、推進法第8条第1項の規定に基づき、長野県における再犯の防止等の施策の推進に関する計画として位置付けています。

また、本県の総合計画「しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）」における「社会的援護の促進」及び本県の「地域福祉支援計画」の「第5章第1節第6項再犯防止」を具体化するための計画としての性格を有しています。

第3節 計画の期間

この計画の期間は、2019年度を初年度とし、2022年度までの4年間とします。

第4節 計画の重点的に実施すべき取組

推進法の第3条に掲げられた「基本理念」及び国の計画に設定された「基本方針」を踏まえ、本県における個々の施策の策定・実施や、関係機関・団体等との連携を推進していくため、次に掲げる6つの取組を重点的に実施します。

- ①就労・住居の確保等のための取組
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- ③学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
- ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組
- ⑥国・市町村・民間団体等との連携強化のための取組

(参考)

再犯の防止等の推進に関する法律に掲げられた「基本理念」

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようすることを旨として、講ぜられるものとする。

- 2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

国の再犯防止推進計画に設定されている「基本方針」

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第5節 計画の成果指標

以下の指標について、目標の達成を目指します。

指標	現状		目標	出典
長野県内の再犯者数	1,124人	2017年	750人	国の計画に掲げられた施策の指標一覧（法務省）
長野県居住者の新受刑者中の再入者数	76人	2017年	60人	

第6節 基本目標

安全で安心して暮らせる 「誰一人取り残さない」地域共生・信州

犯罪をした者等が、孤立することなく社会の一員として受け入れられる地域づくりとともに、県民が犯罪による被害にあうことも再び犯罪をすることもなく、安全で安心して暮らせる社会を実現します。